平成29年1月

スマートメーターで契約アンペア容量を設定する場合の逆潮流の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は弊社事業にご理解,ご協力を賜り,誠にありがとうございます。

弊社は、平成29年1月より、スマートメーターの機能を活用したサービスとして、スマートメーターによるご契約アンペア容量の設定(以下、「計器SB設定」といいます。)を開始しておりますが、再生可能エネルギー等発電設備設置に伴う逆潮流に対する計器SB設定の取扱いを下記のとおりご案内申しあげますので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1. 計器SB設定における逆潮流の取扱いについて

弊社等に電力購入をお申込みして設置する再生可能エネルギー等発電設備の容量が電気のご契約容量と比較して大きい場合、従来の契約用ブレーカーは、その定格容量を超えた順潮流*1のほかに逆潮流*2に対しても作動する仕組みであったことから、再生可能エネルギー等発電設備の容量に応じた契約用ブレーカーを取付けさせていただいておりました。

このたび、スマートメーター機能の計器SB設定の運用を開始したことに伴い、順潮流のみ作動する設定が可能となったことから、従来のように再生可能エネルギー等発電設備の容量を考慮いただく必要性はなくなります。

ただし,発電設備容量が計器および引込線等の定格容量を超過する場合は,工事費を ご負担いただき,当社設備の取替(容量変更)が必要となりますのでご留意願います。

※1 順潮流:お客さまがご使用される電力の流れ

※2 逆潮流:太陽光などの再生可能エネルギー等発電設備からの電力の流れ

2. 計器SB設定における留意事項について

- ●計器SB設定が可能なスマートメーターは、単相100Vの30Aまたは60Aの容量のみとなります。
- ●発電設備容量が12kW超過で余剰配線を希望される場合、スマートメーター容量が120A 以上となりますので計器SB設定は適用できません。

●契約容量(最大負荷)30A,発電設備容量6.0kWの場合,計器SB設定を適用することにより以下のように変更となります。

